

事務連絡
令和7年7月7日

各〔都道府県〕
〔市町村〕衛生主管部（局）御中
〔特別区〕

厚生労働省
健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
医政局医事課

予防接種法に基づく健康被害救済制度に関して留意いただきたい事項について

予防接種行政につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

予防接種健康被害救済制度については、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種を受けた方を対象に、不可避免的に生じてしまう予防接種後の健康被害について迅速な救済を行うための制度であり、接種後に健康被害を生じた方については、制度の趣旨を踏まえ、同制度に基づき適切に救済がなされる必要があります。

こうした中で、予防接種を受けられた方や医療関係者が、予防接種健康被害救済制度に対して、より一層の理解を深め、同制度に基づく申請を希望される方が円滑に手続を行うことができるよう、下記のとおり、自治体及び医療機関における留意事項をお示ししますので、内容について御了知いただくとともに、管内の医療機関に対して周知をお願いいたします。

なお、本件については、日本医師会に情報提供済みであることを申し添えます。

記

1. 自治体において留意いただきたい事項

1) 予防接種健康被害救済制度の周知に関する事項について（再周知）

予防接種健康被害救済制度は、予防接種法に基づく予防接種が公衆衛生の見地から国民の生活を広く守るために行われるものである一方で、一定の割合で不可避免的に健康被害が生じうるものであることに鑑み、健康被害を受けた者に対して国として救済を行う重要な制度です。「令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種による健康被害に係る救済措置の取扱いについて」（令和6年3月11日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）及び「予防接種

法に基づく健康被害救済制度における事務に当たって留意すべき事項について」
(令和6年4月15日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡)によりお知らせしているとおり、救済を受けようとする方が適切に手続を行うことができるよう、当該事務連絡の内容を十分に御了知の上、管内住民及び予防接種実施医療機関等に対して、引き続き、同制度の周知を図っていただきますようお願いいたします。また、同制度の周知においては、接種を受けられる方等に配布するリーフレット(※1)等の媒体もご活用ください。

(※1) 当省のホームページに掲載しているリーフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000912784.pdf>



2) 予防接種健康被害調査委員会に関する事項について

「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」
(昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、市町村長は、予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、予防接種健康被害調査委員会を設置することとされています。当該委員会においては、市町村長からの指示により、主として予防接種による健康被害発生に際し、当該事例の疾病の状況及び診療内容に関する資料収集等といった、当該事例に関する医学的な見地からの調査を行うものとされており、当該委員会において予防接種と健康被害の因果関係の判断は要しておりません。各自治体におかれては、予防接種法の趣旨に鑑み、迅速な救済が図られるよう、当該通知を踏まえた遅滞ない進達をお願いします。

2. 医療機関においてご留意いただきたい事項(予防接種健康被害救済制度に係る申請書類の作成について)

予防接種健康被害救済制度では、申請を希望される方が、受診証明書等の書類を、接種を受けた時点で住民票が所在する市町村に提出し申請する必要があります。

医療機関(※2)におかれましては、制度の趣旨(※3)をご理解いただくとともに、申請を希望される方から受診証明書等の作成の相談があった場合は、円滑な申請が可能となるよう、受診証明書等の書類が、申請を希望される方の申請に係る症状又は疾病について当該医療機関を受診したことを示すもの等であることにご留意いただいた上で、必要な書類の作成にご協力をお願いいたします。

(※2) 必ずしも当該申請に係る予防接種を実施した医療機関であるとは限らず、申請に係る症状又は疾病に関して受診した医療機関を指します。

(※3) 予防接種健康被害救済制度は、接種に係る過失の有無にかかわらず、迅速に幅広く救済することを目的としていることから、その救済の審査に当たっては、厳密な医学的因果関係までは求めておらず、また、予防接種と健康被害の因果関係については、国が設置する疾病・障害認定審査会において、個々の事例ごとに審査・判断するものであり、当該書類を作成する医療機関にご判断いただくものではなく、また、書類を作成いただいたことをもって、予防接種と健康被害の因果関係の証明を医療機関に求めるものではありません。なお、診断書については、医師法（昭和23年法律第201号）第19条第2項の規定に基づき、正当な事由がなければ交付の求めを拒んではならないこととされているため、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。